

審査事務規程

制 定	平成 14 年 7 月 1 日	規程第 11 号
第 1 次改正	平成 14 年 7 月 1 日	規程第 35 号
第 2 次改正	平成 14 年 8 月 1 日	規程第 37 号
第 3 次改正	平成 14 年 8 月 27 日	規程第 38 号
第 4 次改正	平成 14 年 9 月 30 日	規程第 41 号
第 5 次改正	平成 14 年 10 月 24 日	規程第 43 号
第 6 次改正	平成 14 年 10 月 30 日	規程第 44 号
第 7 次改正	平成 14 年 12 月 18 日	規程第 52 号
第 8 次改正	平成 15 年 3 月 28 日	規程第 64 号
第 9 次改正	平成 15 年 4 月 3 日	規程第 1 号
第 10 次改正	平成 15 年 4 月 23 日	規程第 2 号
第 11 次改正	平成 15 年 5 月 28 日	規程第 6 号
第 12 次改正	平成 15 年 7 月 1 日	規程第 8 号
第 13 次改正	平成 15 年 8 月 19 日	規程第 13 号
第 14 次改正	平成 15 年 9 月 26 日	規程第 15 号
第 15 次改正	平成 15 年 10 月 1 日	規程第 16 号
第 16 次改正	平成 15 年 10 月 31 日	規程第 18 号
第 17 次改正	平成 15 年 12 月 12 日	規程第 23 号
第 18 次改正	平成 15 年 12 月 26 日	規程第 25 号
第 19 次改正	平成 16 年 2 月 26 日	規程第 27 号
第 20 次改正	平成 16 年 3 月 31 日	規程第 32 号
第 21 次改正	平成 16 年 4 月 16 日	規程第 2 号
第 22 次改正	平成 16 年 6 月 8 日	規程第 4 号
第 23 次改正	平成 16 年 6 月 29 日	規程第 6 号
第 24 次改正	平成 16 年 12 月 2 日	規程第 12 号
第 25 次改正	平成 16 年 12 月 27 日	規程第 13 号
第 26 次改正	平成 17 年 2 月 22 日	規程第 15 号
第 27 次改正	平成 17 年 3 月 28 日	規程第 23 号
第 28 次改正	平成 17 年 4 月 8 日	規程第 1 号
第 29 次改正	平成 17 年 5 月 18 日	規程第 2 号
第 30 次改正	平成 17 年 8 月 15 日	規程第 5 号
第 31 次改正	平成 17 年 8 月 30 日	規程第 7 号
第 32 次改正	平成 17 年 9 月 21 日	規程第 8 号
第 33 次改正	平成 17 年 11 月 9 日	規程第 10 号
第 34 次改正	平成 17 年 12 月 22 日	規程第 14 号
第 35 次改正	平成 18 年 3 月 27 日	規程第 18 号
第 36 次改正	平成 18 年 6 月 29 日	規程第 3 号
第 37 次改正	平成 18 年 8 月 25 日	規程第 5 号
第 38 次改正	平成 18 年 9 月 29 日	規程第 6 号
第 39 次改正	平成 18 年 12 月 20 日	規程第 8 号
第 40 次改正	平成 19 年 3 月 29 日	規程第 9 号

第 41 次改正	平成 19 年 6 月 29 日	規程第 26 号
第 42 次改正	平成 19 年 8 月 31 日	規程第 38 号
第 43 次改正	平成 19 年 12 月 12 日	規程第 47 号
第 44 次改正	平成 20 年 2 月 1 日	規程第 49 号
第 45 次改正	平成 20 年 3 月 28 日	規程第 53 号
第 46 次改正	平成 20 年 7 月 8 日	規程第 6 号
第 47 次改正	平成 20 年 10 月 15 日	規程第 11 号
第 48 次改正	平成 21 年 2 月 4 日	規程第 13 号
第 49 次改正	平成 21 年 3 月 31 日	規程第 24 号
第 50 次改正	平成 21 年 5 月 29 日	規程第 1 号

注記

1. この審査事務規程は、構造・装置別に閲覧や印刷を行うことができます。
2. 構造・装置別の規定は、次の様式で作成しております。
 - ① 各規定のページ番号に条項と最終改正時期を記述
例：「4-1(26) -1-」は、最終改正が第 26 次改正の審査事務規程 4-1 の 1 ページ目を表します。
 - ② 従前規定の字体に「明朝体」を使用
3. 審査事務規程に改正があった場合、本ファイルに改正後の最新の条項を掲載するまでに若干の日数がかかる場合があります。このため、最新の条項は検査法人ホームページの「お知らせ」に新旧対照表として掲載しておりますので、そちらを参照してください

[第1章](#) 総則

[第2章](#) 審査の実施方法

[第3章](#) 審査結果の通知

[第4章](#) 新規検査及び予備検査

[第5章](#) 継続検査及び構造等変更検査等

[第6章](#) 立入検査及び街頭検査

[第7章](#) 臨時検査

[第8章](#) 雑則

[別表1](#) 審査の実施の方法（2-7 関係）

[別表2](#) NO_x・PM法特定地域（4-56、5-56 関係）

[別表3、4、5、6、7](#)

- ・別表3 モード別、排出ガス規制区分別排出基準の適否（4-56、5-56 関係）
- ・別表4 窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準（4-56、5-56 関係）
- ・別表5 NO_x・PMの期日（4-56、5-56 関係）
- ・別表6 ロードインデックスに対応する負荷能力（4-11-1(3)②ア、4-11-5-1(4)①、5-11-1(3)②ア関係）
- ・別表7 異なる速度における負荷能力（4-11-1(3)②エ(ア)、5-11-1(3)②エ(ア)関係）

[様式1](#) 自動車検査票1（2-8 関係）

[様式2](#) 自動車検査票2（2-8 関係）

[様式 3](#) 使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書 1
(2-11-9①、5-10-2②ア関係)

[様式 3](#) 使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書 2
(2-11-9①、5-10-2②ア関係)

[様式 3](#) 使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書 3
(2-11-9①、5-10-2②ア関係)

[様式 4](#) 自動車排出ガス試験結果証明書 (4-56、5-56 関係)

[別添 1](#) 改造自動車審査要領 (2-12 関係)

[別添 2](#) 並行輸入自動車審査要領 (2-13 関係)

[別添 3](#) 出張検査実施要領 (2-19 関係)

[別添 4](#) 街頭検査等実施要領 (2-20 関係)

[別添 5、6-1、6-2、7、8、9、10](#)

- ・別添 5 近接排気騒音の測定方法 (4-48-2、5-48-2 関係)
- ・別添 6-1 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法 (4-50-1-1、5-50-1 関係)
- ・別添 6-2 無負荷急加速黒煙の測定方法 (4-50-1-1、5-50-1 関係)
- ・別添 7 自動車の走行性能の技術基準 (4-9-1、4-104、5-9-1、5-104 関係)
- ・別添 8 連結車両の走行性能の技術基準 (4-9-1、4-104、5-9-1、5-104 関係)
- ・別添 9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法
- ・別添 10 ワンマンバスの構造要件

[別添 11](#) 業務量統計システム報告要領 (8-1 関係)

全てダウンロード (LZH形式)

[全てダウンロード](#)

届出書 (様式)

改造自動車届出書（第1号様式、第2号様式）

並行輸入自動車届出書（第1号様式、第4号様式～第8号様式）